

事業者排出量削減計画書（新規・**変**更）

(あて先) 京都府知事 山田啓二殿					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒621-0022 京都府亀岡市曾我部町南条中向田1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 太陽機械工業株式会社 代表取締役社長 安盛 善 電話 0771 - 24 - 3113			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	・自動車部品・付属品製造業（3013）				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減等、ISO14001の維持・改善により、2.0%以上のCO ₂ 削減を目指す。				
推進体制	社長を最高推進責任者とし、各統括部門長を支部長とする地球温暖化対策委員会を設置し、実施計画の策定、目標管理アクションプラン進捗表により進捗管理を実施する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	製造部門	生産性向上（目標 3%UP）		
	18～19	出荷・輸送部門	アトミックストップ実施率（85%→100%）		
	18～19	機械事業部使用パソコン	CRT画面からTFT画面への切り替え（対象137台 目標100%）		
	18～19	機械事業部製造部門	生産設備への省エネ回路導入（対象台数107台）		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	12,126 t	10,894 t	-10.2 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 12,126 t	*2 10,894 t	-10.2 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 12,126 t	(*2)-(*3) 10,894 t	-10.2 %		
特記事項 平成19年4月1日電機事業部が別会社として独立したため計画を変更	1. 環境に対する専任者を任命し、ISO14001の維持、改善実施に取り組んでいる。 2. コージェネレーションシステムを導入し自家発電を行うと共に、コージェネ廃熱の活用、工場冷暖房に活用。（平成13年設備設置） 3. 雨水の有効利用促進（平成17年に約30㎡の地下タンク設置、工場冷却水に使用） 4. 従業員への環境教育実施。 5. 客先納入箱を繰り返し使用できる通い箱を用いている。 6. 空調の適温化（冷房28度、暖房20度）を社員に周知徹底を図り実行。 7. 社員からの募金により桜の苗木を購入。構内に100本以上の植樹を実施。 8. 水銀灯の消灯をはじめ、照明の適正化に努めている。 9. 名刺その他の文具は、再生紙利用の物を購入するよう努めている。				
担当部署					
担当者氏名					
住所					
電話番号					
ファクシミリ番号					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。